

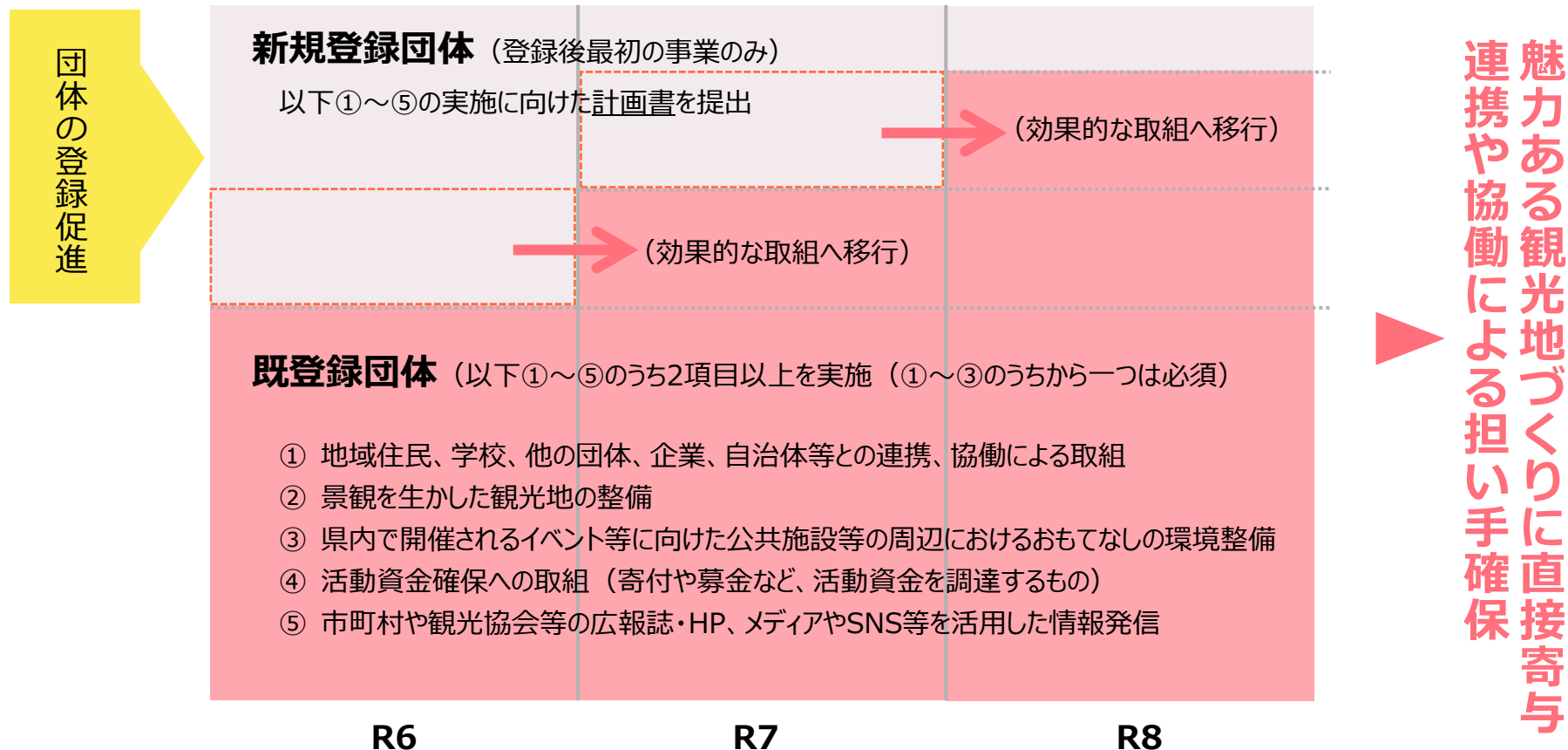
(令和6年度～) 景観形成活動支援補助金のイメージ (1/2)

【補助対象事業】

- 景観の保全、創出
- 景観を地域資源として活用するための活動
- 普及啓発、人材育成

【改定イメージ】

活動の効果の更なる向上等を目指し、取組の発展に必要な活動への補助にシフト



(令和6年度～) 景観形成活動支援補助金のイメージ (2/2)

【補助対象事業の要件】

1. 連携/協働

新たな担い手の確保や、県民の景観活動への参加のきっかけとなる取組にするため、地域住民や企業、学校等と連携、協働して事業を行う。



地元住民や企業等へ呼びかけを行い、植栽活動やワークショップ、講演会等を実施する。

2. 観光地整備

県や市町村、観光協会等が観光地として紹介する施設や区域等を、景観活動を通じて、より魅力的で快適なものに向上させるための事業を行う。



学校や複数の団体の連携・協働により、新しい観光資源を創出。(左:高千穂峡、右:長田峡)

景観資源を活用した魅力的な観光地づくりや、視点場の整備による快適性の向上に貢献。

3. おもてなし

県内で開催されるイベント等に訪れる方々が利用する公共施設(空港や駅等)やその他周辺地域における、おもてなしにつながる事業を行う。



4. 資金確保



寄附や募金など、活動資金を調達するために必要な事業を行う。

5. 情報発信



自治体等の広報誌・HPやメディア、SNS等を活用した積極的な情報発信を実施する。

※ 1～5のうち、2つ以上を実施する。

※ 1～3のうち、必ず1つ以上を実施する。